

令和4年第8回

川西市教育委員会（臨時会）議案書

川西市教育委員会

# 目

# 次

議案第9号 市立就学前教育保育施設のあり方について(原案)の策定について

## 議案第 9 号

### 市立就学前教育保育施設のあり方について（原案）の策定について

市立就学前教育保育施設のあり方について（原案）を策定することについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和 42 年川西市教育委員会規則 13 号）第 10 条第 5 号の規定により議決を求める。

令和 4 年 4 月 28 日提出

川西市教育委員会  
教育長 石田 剛

### 提案理由

市立就学前教育保育施設の現状と課題を整理し、統廃合を含めた再編に関する基本方針、事業計画等を示すため、市立就学前教育保育施設の今後のあり方について（原案）を策定する必要があるので本案を提出する。

# 市立就学前教育保育施設の あり方について(原案)

川 西 市  
川西市教育委員会

令和4年4月

\* 本資料の構成

## 市立就学前教育保育施設のあり方について(原案)

1. 趣旨
2. 幼保の一体化を進める施設の配置
3. 市立就学前教育保育施設の現状と課題
  - (1) 市立幼稚園の入園児童数の減少
  - (2) 就学前児童人口の減少を見据えた私立就学前教育保育施設との共存
  - (3) 認定こども園化の推進
  - (4) その他
4. 市立就学前教育保育施設のあり方を考える視点
  - (1) 子どもにとって望ましい教育保育環境の提供について
  - (2) 市立就学前教育保育施設に対するニーズについて
  - (3) 就学前教育保育施設の配置について
5. 基本方針
  - (1) 市立幼稚園
  - (2) 市立保育所
  - (3) 市立認定こども園
6. 事業計画
  - (1) 市立幼稚園
  - (2) 市立保育所
  - (3) 市立認定こども園
  - (4) 事業実施に伴う施策
  - (5) その他

【別紙】

## 清和台幼稚園のあり方について(原案)

1. 趣旨
2. 現状と課題
3. 基本方針
4. 事業計画
  - (1) 令和4年度クラス編成
  - (2) 園児募集等
  - (3) 園区について
  - (4) 施設について

【参考】

「市立就学前教育保育施設のあり方について(原案)」推進のプロセス

## 市立就学前教育保育施設のあり方について(原案)

### 1. 趣旨

平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度<sup>1</sup>が開始され、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える体制の整備が進められてきました。令和元年 10 月からは、3 歳以上児に係る幼児教育保育の無償化が実施され、就学前教育保育制度の大きな転換点を迎えたところです。

この間、本市においては、子ども・子育て計画を策定・改定し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実に努めてきました。しかしながら、就学前児童人口は減少傾向にあり、就学前教育保育へのニーズがより長時間、長期間へとシフトする中、市立幼稚園の入園児童数は、このところ著しく減少しています。この傾向は今後も続くものと予測されることから、幼稚園に求められる集団教育の実践が困難になると危惧される状況となってきました。

このため、市立幼稚園を含む市立就学前教育保育施設の今後のあり方について、早急に方針を定め、取り組みを推進しようとするものです。

このあり方は、市立就学前教育保育施設について、現状と課題を整理し、統廃合を含めた再編に関する基本方針、事業計画等を示そうとするもので、ここに記載された基本方針、事業計画等のうち、必要な部分については、「(仮称)子ども・若者未来計画」<sup>2</sup>に位置づけることとします。

なお、清和台幼稚園については、入園児童数が急激に減少し、早急な対策が望まれることから、基本方針や事業計画等をより詳細に定めることとします。

### 2. 幼保の一体化を進める施設の配置

第 1 期子ども・子育て計画では、「幼保一体化を進める施設の配置」を市立就学前施設に関する基本方針の一つに定め、市立幼稚園と保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園への移行を促進してきました。

その結果、4 幼稚園と 4 保育所を一体化し、牧の台みどりこども園、加茂こども園、川西こども園をそれぞれ開設し、令和 4 年 4 月には川西北こども園を開設しました。

このことにより、こども園の強みを生かし、地域の子どもたちに市立教育保育施設として、市立幼稚園と保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づく、質の高い幼児教育保育を提供できる環境が整ってきたところです。

今後は、これまでの幼保連携型認定こども園整備の成果を踏まえ、検証、継承しつつ、新たな課題の解決に向け、施策を展開していく必要があります。

---

<sup>1</sup> 平成 24 年(2012 年)8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく制度のことで、「幼児期の質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的向上」「地域の子育て支援の充実」をめざすものです。

<sup>2</sup> 本市では、第 2 期川西市子ども・子育て計画(令和 2 年～令和 6 年)を策定し、子育て支援施策を推進してきました。また、子ども・若者育成支援計画(平成 30 年～令和 4 年)を策定し、ひきこもりなどの困難を抱える若者を含む若者支援に関する施策を推進してきました。

令和 4 年度に、子ども・子育て計画の中間見直しを行う必要があること、子ども・若者育成支援計画の期間が満了し計画改定の必要があることから、両計画を統合し、「(仮称)子ども・若者未来計画」を策定予定です。

### 3. 市立就学前教育保育施設の現状と課題

#### (1) 市立幼稚園の入園児童数の減少

市立幼稚園の利用状況(4・5歳児童数)

(各年5月1日現在)(単位:人)

施設名	年齢別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
久代幼稚園 (利用定員90)	4歳児	22	37	23	22	11	11
	5歳児	44	24	39	22	26	10
多田幼稚園 (利用定員60)	4歳児	26	20	12	14	15	5
	5歳児	20	28	21	13	16	16
清和台幼稚園 (利用定員60)	4歳児	18	14	13	6	7	1
	5歳児	17	23	15	13	8	9
東谷幼稚園 (利用定員90)	4歳児	25	33	10	15	13	8
	5歳児	31	27	36	14	16	14

令和4年度数値:令和4年4月1日時点の児童数

今後、一定規模の集団形成が困難となることが危惧され、集団教育が成立しない恐れがあります。一人ひとりの子どもたちが、小学校への円滑な接続を果たすことができるよう、早急に対策を講じる必要があります。

#### \* 集団教育について

「幼児にとって幼稚園での生活は、初めての集団生活の場である。他の幼児とのかかわりの中で、様々な自己主張のぶつかり合いによる葛藤、教師や友達と共にいる楽しさや充実感を味わい、次第に皆と生活を作り出していく喜びを見いだしていくのである。」(幼稚園教育要領解説を一部加筆修正)

以上のような環境を子どもたちに提供するために、一定規模の集団による教育保育(4歳児、5歳児で各々1クラス当たり21人から30人程度)が望ましいものと考えています。

#### (2) 就学前児童人口の減少を見据えた私立就学前教育保育施設との共存

就学前児童人口推計

(単位:人)

年齢/年度	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
0歳	1,059	1,043	950	984	864	852	885	868	852
1~2歳	2,386	2,304	2,255	2,123	2,093	2,065	1,931	1,937	1,939
3~5歳	3,960	3,871	3,778	3,696	3,611	3,458	3,443	3,325	3,285
合計	7,405	7,218	6,983	6,803	6,568	6,375	6,259	6,130	6,076

R4~R6は、令和3年5月時点での推計予測

中学校区別就学前教育保育施設数

(令和4年4月現在)(単位:園・所)

中学校区		川西南	川西	明峰	多田	緑台	清和台	東谷	計
保育所	市立	1	2		1				4
	私立		5	1	2			4	12
	計	1	7	1	3			4	16
幼稚園	市立	1	0		1		1	1	4
	私立		2	1		2	1		6
	計	1	2	1	1	2	2	1	10
認定こども園	市立	1	2					1	4
	私立	1	1			1	3	3	9
	計	2	3			1	3	4	13
小規模保育事業所	私立	2	2		1		1	1	7
企業主導型保育所等	私立		9	1	1		1		12
合計		6	23	3	6	3	7	10	58
構成比		10.3%	39.7%	5.2%	10.3%	5.2%	12.1%	17.2%	100.0%

中学校区別就学前教育保育施設利用定員

(令和4年4月現在)(単位:人)

中学校区		川西南	川西	明峰	多田	緑台	清和台	東谷	計
1号認定	市立	260	170		60		60	160	710
	私立	15	450	200		627	578	216	2,086
	計	275	620	200	60	627	638	376	2,796
2号認定	市立	80	155		67			33	335
	私立	75	404	61	106	54	122	210	1,032
	計	155	559	61	173	54	122	243	1,367
3号認定	市立	60	135		43			27	265
	私立	81	451	71	129	36	139	178	1,085
	計	141	586	71	172	36	139	205	1,350
合計	市立	400	460		170		60	220	1,310
	私立	171	1,305	332	235	717	839	604	4,203
	計	571	1,765	332	405	717	899	824	5,513
構成比		10.4%	32.1%	6.0%	7.3%	13.0%	16.3%	14.9%	100.0%

就学前人口の減少が見込まれる状況であることから、市立施設の役割を踏まえつつ、私立就学前教育保育施設と相互に補完し、全体として、本市の就学前教育保育施設の質の向上を図り、両者が共存する方策を検討していく必要があります。

(3) 認定こども園化の推進  
市立認定こども園整備経過

項目/施設名	牧の台みどり こども園	加茂こども園	川西こども園	川西北こども園
開園日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和4年4月1日
定員	130	230	130	180
内、1号	70	170	70	100
内、2～3号	60	60	60	80
機能	・地域子育て支援 拠点 ・一時預かり	・地域子育て支援 拠点 ・一時預かり	-	-
一体化前施設	・牧の台幼稚園 ・緑保育所	・加茂幼稚園 ・加茂保育所	・川西幼稚園 ・川西保育所	・川西北幼稚園 ・川西北保育所

市立認定こども園の利用状況 (各年5月1日現在)(単位:人)

施設名	認定区分 (括弧内は定員)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (R4.4.1)
牧の台みどり こども園	1号(70)	30	61	81	72	67	68
	2・3号(60)	60	58	68	69	68	67
加茂こども園	1号(170)	135	144	129	131	122	122
	2・3号(60)	66	64	87	79	71	72
川西こども園	1号(70)	27	21	25	36	44	53
	2・3号(60)	66	66	69	78	75	72
川西北こども園	1号(100)	57	49	56	55	36	53
	2・3号(80)	78	78	76	79	74	83

斜体字は、一体化前施設の定員・利用数

前述のとおり、市では、施設の耐震対策、老朽化対策等を図るため、市立幼稚園と保育所を一体化し、幼保連携型認定こども園の整備を進めてきたところです。今後は、これまでの成果を踏まえ、検証しつつ、これらの施設の位置づけや役割を改めて整理するとともに、この考え方にに基づき、市立こども園の運営面での充実を図る必要があります。また、市立幼稚園と市立保育所の一体化が可能な園所については、引き続き、一体化を促進し、幼保連携型認定こども園への移行を検討する必要があります。

(4) その他

市立幼稚園、保育所では施設の老朽化が進んでいます。また、増加、多様化する保育ニーズ適切に対応していく必要があります。

4. 市立就学前教育保育施設のあり方を考える視点

以下の視点からの考察を加えつつ、課題の解決に向けた取り組みを進めます。

(1) 子どもにとって望ましい教育保育環境の提供について

- ・一定規模による集団教育保育はもとより、就学前の子どもたちにとって、質が高く、望ましい教育保育環境が提供できるかという視点

(2) 市立就学前教育保育施設に対するニーズについて

- ・施設を安定して運営していくためにも、市立就学前教育保育施設の利用を希望する児童が、将来にわたって一定程度見込めるかという視点
- ・市立施設への利用希望が見込めず、市立就学前教育保育施設が廃止になった場合、地域において児童を適切に教育保育することができる代替施設が確保できるかという視点

(3) 就学前教育保育施設の配置について

- ・市域全体を見渡し、市立就学前教育保育施設と私立就学前教育保育施設が受入児童数や施設数などにおいて適切なバランスを維持していけるかという視点
- ・それぞれの地域で一定数の1号、2号、3号認定児童の受け入れ先を確保できるかという視点

## 5. 基本方針

(1) 市立幼稚園

入園児童が減少しており、今後も顕著な増加が見込めないことから、市立保育所と統合し、幼保連携型認定こども園に移行、または、廃園もしくは入園児数の状況により廃園を検討します。

(2) 市立保育所

保育所については、幼稚園と一体化し、認定こども園に移行する所を除いて、原則として現状のまま継続して運営を続けます。

(3) 市立認定こども園

幼保連携型認定こども園については、継続して運営を続け、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の拠点となる機能を担う施設となるよう検討します。

## 6. 事業計画

(1) 市立幼稚園

市立保育所と一体化が可能な園(久代幼稚園、多田幼稚園)については、保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。それ以外の清和台幼稚園については廃園とし、東谷幼稚園については、入園児数の状況により廃園を検討します。なお、廃園等を検討する入園児数は、集団としての円滑な教育活動を考慮し、5人未満とします。

久代幼稚園

- ・川西南保育所と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。中間見直し後の(仮称)子ども・若者未来計画期間中(令和5・6年度)に、事業に着手することをめざします。
- ・認定こども園とすることで、市立幼稚園と保育所が培ってきた経験とノウハウを活かし、質の高い教育保育を提供するとともに、3歳以上児は保護者の就労状況等にかかわらず利用でき、1号認定児に給食を提供するなど、教育保育環境の充実に努めていき

ます。

- ・原則として施設全体の新設は行わず、既存施設の有効活用を検討します。
- ・幼保連携型認定こども園開設までの間は、市立幼稚園として運営を継続します。(今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、休園等を検討します。)

#### 多田幼稚園

- ・令和7年度からの次期(仮称)子ども・若者未来計画期間中に多田保育所と一体化し、市中部地区の拠点となる幼保連携型認定こども園とする方向で、設置場所や整備形態などについて、検討します。
- ・認定こども園とすることで、市立幼稚園と保育所が培ってきた経験とノウハウを活かし、質の高い教育保育を提供するとともに、3歳以上児は保護者の就労状況等にかかわらず利用でき、1号認定児に給食を提供するなど、教育保育環境の充実に努めていきます。
- ・幼保連携型認定こども園開設までの間は、市立幼稚園として運営を継続します。(今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、休園等を検討します。)

#### 東谷幼稚園

- ・今後の園児募集において、4歳児クラスの児童数が5人以上となった場合は、幼稚園の運営を継続します。5人未満となった場合は、翌年度末を目途に、廃園を検討します。その際、在園児の転園先に関するあっせん調整等の支援を実施します。

### (2) 市立保育所

- ・川西南保育所と多田保育所については、市立幼稚園と一体化し、幼保連携型認定こども園とします。(前掲)
- ・小戸保育所と川西中央保育所については、継続して運営します。
- ・待機児童の解消に向け、定員を超える受け入れを実施してきましたが、待機児童解消後は、定員を超えた受け入れを縮小し、最終的に定員内の受け入れとします。

### (3) 市立認定こども園

- ・加茂こども園、川西こども園、川西北こども園、牧の台みどりこども園については、継続して運営するとともに、就学前教育保育に関し、研究・実践を進め、その成果を地域の私立就学前教育保育施設と共有するなど、就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう、令和7年度からの次期(仮称)子ども・若者未来計画期間中に、検討します。
- ・2号、3号認定児童については、待機児童の解消に向け、定員を超える受け入れを実施してきましたが、待機児童解消後は、定員を超えた受け入れを縮小し、最終的に定員内の受け入れとします。
- ・就学前児童数の状況により、1号認定児童の受け入れ縮小に向けた取り組みを進めま

す。

#### (4) 事業実施に伴う施策

##### 特別な支援を要する児童への支援

障がいの有無にかかわらず、希望する施設で、質の高い就学前教育保育を受けることができる環境を整えることが求められています。この実現に向け、私立就学前教育保育施設と連携を図りながら、支援施策を推進します。

・令和4年度から、配慮が必要な児童を私立幼稚園等が受け入れる場合、市の基準に基づき職員の加配に必要な費用を補助します。

・市立認定こども園で、医療的ケアが必要な児童を受け入れる体制を整備するほか、私立就学前教育保育施設において、医療的ケア児受け入れのため、看護師等の配置に必要な費用を補助します。

・こども未来部に障がい児福祉サービスに関する事務を移管するとともに、特別支援教育との連携を強化するなど、インクルーシブな就学前教育保育の実現に努めていきます。また、質の高い特別支援教育保育等の提供に向け、研修の充実などに取り組んでいきます。

##### 市立幼稚園、こども園(1号認定児童)の園区について

・清和台幼稚園が廃園となった後の市立幼稚園、こども園の状況を見極め、園区のあり方について検討します。

#### (5) その他

##### 小学校との円滑な接続

・かねてから、市立就学前教育保育施設では、市立施設として、小学校との円滑な接続についての取り組みを進めてきました。その成果を生かしつつ、私立就学前教育保育施設を含め、小学校との接続期カリキュラムの研究、実践を進め、地域で子どもたちが育つ環境の充実に努めていきます。

##### 子ども・子育て支援施策の充実

・(仮称)子ども・若者未来計画を令和4年度に策定することとしており、この計画策定の中で、子ども・子育て支援施策の充実について検討します。

・市立就学前教育保育施設の再編にかかわらず、所得が低い世帯の児童への支援のあり方について、私立就学前教育保育施設とも連携を図りながら検討します。

## 清和台幼稚園のあり方について（原案）

### 1．趣旨

令和4年4月入園児童が1人であったことを受け、幼稚園としての集団教育が困難となる見込みであることから、早急に同園の今後のあり方等を示そうとするものです。

### 2．現状と課題

- ・清和台幼稚園への入園児童は著しく減少しており、今後も一定人数の園児が確保できる見込みがなく、集団教育を実施できる状況にありません。
- ・園区内に私立幼稚園が1園、認定こども園が3園あり、1号認定のニーズをカバーできません。
- ・近隣に市立保育所がなく、一体化し、幼保連携型認定こども園とすることが困難です。

### 3．基本方針

令和4年度の園児募集（令和5年4月入園児童）は行わず、令和4年度末をもって廃園とします。

### 4．事業計画

#### (1) 令和4年度クラス編成

- ・令和4年度は4歳児、5歳児の複式学級とし、担任1人、副担任1人（副担任は主に4歳児担当）を配置します。
- ・園児が増加し、4歳児が5人以上となった場合、単式学級等とすることができることとします。

#### (2) 園児募集等

- ・令和4年度の園児募集（令和5年4月入園）は、実施しません。
- ・令和5年度の保育は実施せず、令和5年度に5歳児クラスとなる在園児については、転園等の希望を聞いたうえで、その実現に必要な入園先のあっせん調整等の支援を行います。
- ・令和4年度の園児募集（令和5年4月入園）に応募を予定していた児童については、保護者の希望を聞いたうえで、その実現に必要な入園先のあっせん調整等の支援を行います。

#### (3) 園区について

- ・廃園後の園区は設定せず、旧清和台幼稚園区の児童が他の市立幼稚園、認定こども園（1号認定児に限る）に入園を希望する場合は、当該園の園区の児童とみなすこととします。

#### (4) 施設について

- ・廃園後の施設について、地元住民の意向なども考慮し、検討します。

参考

### 「市立就学前教育保育施設のあり方について（原案）」推進のプロセス

原案策定後の推進のプロセスはおおむね以下のとおり、予定しています。

#### 1．清和台幼稚園以外の市立就学前教育保育施設について

- ・(仮称)子ども・若者未来計画に掲げる予定としていることから、原案を同計画案に反映させ、計画策定プロセスの中で取りまとめていきます。
- ・事業の推進に当たっては、必要に応じて説明の機会を設けるなど、地域の皆様をはじめ、関係する方々のご理解をいただけるよう努めていきます。
- ・**教育保育**の現場職員としっかりと協議をしながら進めるなど、現場の実情を考慮しながら事業を推進します。

#### 2．清和台幼稚園について

- ・原案の実施に向けた手続きを進めていきます。
- ・保護者の方々や地域の方々などを対象とした説明会を開催するなど、関係する方々のご理解をいただけるよう努めていきます。

【問い合わせ先】

川西市教育委員会事務局  
こども未来部こども支援課

〒666 - 8501

兵庫県川西市中央町 12 番 1 号

電話:072-740-1246、FAX:072-740-1339

メール:kawa0168@city.kawanishi.lg.jp

## 市立就学前教育保育施設のあり方について（原案）

「市立就学前教育保育施設のあり方について（素案）」へのご意見等と教育委員会の考え方等について

### 1．ご意見等の聴取について

市立就学前教育保育施設のあり方については、素案の公表前の段階から、子ども・若者未来会議などでご協議いただき、ご意見を頂戴してきました。また、素案がまとまりましてからは、素案を広く公表させていただくとともに、各方面からのご意見をいただいたところです。

この度、いただいたご意見を整理し、主だったご意見について、教育委員会の考え方をお示しするとともに、原案策定に向けて、素案からの修正、加筆個所についても合わせてお示しするものです。

### 2．素案の説明等について

以下の皆様に対して、素案をご説明等させていただき、ご意見等を頂戴しました。

- ・市議会（厚生文教常任委員協議会）
- ・子ども・若者未来会議
- ・関係地区コミュニティ協議会  
役員等に説明（4 コミュニティ協議会） 資料送付（4 コミュニティ協議会）

#### ・保護者

市立各園所から保護者へ素案を配布、清和台幼稚園保護者説明会を開催

#### ・職員

園所長に説明、園所職員説明会を開催、校長会議で説明、教頭会議で説明

\*以上に加えて、市ホームページに素案を掲示するとともにご意見を募集しました。また、清和台幼稚園区にお住いの方で、令和5年4月に同園への入園を検討されている方の実態調査を実施しました。

### 3．意見数

合計 293 件のご意見を頂戴いたしました。

内訳は以下のとおりです。

- （1）市立就学前教育保育施設の役割や今後のあり方に関するご意見等 54 件
- （2）市立幼稚園全体としての今後のあり方に関するご意見等 19 件
- （3）事業推進に当たってのご意見等 63 件
- （4）「市立就学前教育保育施設のあり方について」策定に関するご意見等 23 件

( 5 ) 具体的な事業に関するご意見等 106 件

( 6 ) 其他のご意見等 28 件

\* ご意見の主だった内容により分類

#### 4 . 項目ごとのご意見等の概要と教育委員会の考え方

以下、いただいたご意見等について、項目ごとに「ご意見のポイント」と「教育委員会の考え方」を示すとともに原案策定にあたって、素案から修正、加筆等を加えようとする個所に、教育委員会の考え方の文頭に「 」を記載しています。

##### ( 1 ) 市立就学前教育保育施設の役割や今後のあり方に関するご意見等について ご意見のポイント

経済的に厳しいご家庭や特別な支援が必要な子どもの受け入れについて、セーフティネットとしての役割が市立就学前教育保育施設にはあると考える。このため、市立就学前教育保育施設のバランスの取れた配置が必要ではないか。

私立就学前教育保育施設と競合関係にある部分もあるが、協力関係も重要。

特別な支援が必要な児童等への教育保育の提供にあたっては、単に、保育士や看護師等を配置するだけではなく、市立、私立の就学前教育保育施設全体として、質の向上を図るべき。

子どもたちの多くがやがては地域の小学校に通うこととなるため、それぞれの地域で子どもたちの育ちを支える視点が重要ではないか。現状では様々な園所に子どもたちが通っていることを踏まえると、市立だけではなく、私立を含む就学前教育保育施設から小学校への円滑な接続を進めるべきではないか。

##### 教育委員会の考え方

就学前の教育保育については、市立施設と私立施設が相互に協力し、補完しあいながら推進していくことを基本としています。

障がいの有無にかかわらず、希望する施設をご利用いただける環境を整備することが重要であると考えていますので、令和4年度からは、私立幼稚園等が特別な支援を必要とする児童を受け入れるにあたって、職員の加配に必要な費用を補助する制度を創設します。なお、私立就学前教育保育施設においても、特別な支援を要する子どもへの教育保育について、熱心に取り組まれている園も多いと認識していますが、私立幼稚園等では、加配職員に関する費用について、十分に措置されている状況ではないため、補助制度を創設するものです。原案において追記します。 <原案8ページ>

また、市立、私立の就学前教育保育施設において医療的ケア児の受け入れ体制を整えるほか、教育委員会に障がい児の福祉サービスに関する事務を移管するとともに特別支援教育との連携を強化するなど、インクルーシブな就学前教育保育の実現に努めていき

ます。原案において追記します。〈原案 8 ページ〉

特別な支援が必要な児童や医療的ケアが必要な児童への教育保育に関する研修の実施に努めるなど、市立、私立就学前教育保育施設の質の向上に関する取り組みを進めていきます。原案において追記します。〈原案 8 ページ〉

市立就学前教育保育施設の再編にかかわらず、所得が低い世帯への支援につきましては、従来から実施しております補足給付等の実施状況を踏まえつつ、私立就学前教育保育施設と連携を図りながら、支援施策のあり方について、検討します。原案において追記します。〈原案 8 ページ〉

就学前教育保育施設から小学校への円滑な接続を進めるため、接続期カリキュラムに関する実践・研究を進めてきました。この成果を踏まえ、私立の就学前教育保育施設を含めた取り組みを推進します。原案において追記します。〈原案 8 ページ〉

## (2) 市立幼稚園全体としての今後のあり方に関するご意見等について

### ご意見のポイント

市立幼稚園の入園児童数が減少しているのは、保護者のニーズに沿った教育保育を実施してこなかったことが要因の一つである。3歳児保育や給食の実施、預かり保育の拡大、通園バスなどの手立てを実施していれば、園児数の減少を回避できたはずである。

また、遊びを中心とした市立幼稚園の保育を、希望する方に提供できるようにする必要があるのでないか。

清和台幼稚園が廃園となった場合の園区の設定についてどうするのか。

### 教育委員会の考え方

1号認定児童の定員数がその需要をかなり上回る状況が継続しており、市全体としては余剰の状況が続いています。このため、市立幼稚園において、新たな事業として、3歳児保育などに取り組むことは、困難であると考えてきたところです。今後、就学前の子どもの人数がさらに減少していく見込みの中、市立幼稚園において、3歳児保育事業の実施など、事業を拡充していくことについては、難しいと考えています。

以上のようなことから、幼児教育保育の無償化等により、保護者のニーズがより長時間、長期間の保育にシフトしていることは認識いたしておりますが、市立幼稚園の定員を増加させるために、3歳児保育等を実施する考えはありません。

一方では、市立幼稚園での教育保育につきましては、可能な園においては、こども園化を進めることで、その継承発展に取り組み、地域の私立施設とも共有を図るなど、市全体としての教育保育の質の向上に取り組んでいきたいと考えています。

清和台幼稚園が廃園となった場合の園区設定については、同園の園区を引き継ぐ園を具体的に設定せず、清和台幼稚園の園区の児童が他の市立幼稚園、こども園への入園を希望する場合、当該園の園区に在籍する児童とみなす扱いとします。また、園区

のあり方について検討します。原案において追記します。〈原案 8・9 ページ〉

### (3) 事業推進に当たってのご意見等について

#### ご意見のポイント

認定こども園の定員の設定や拠点化については、様々な状況を考慮し、適切に対応願いたい。また、認定こども園に移行することで、充実する点についても明らかにすべきではないか。

また、集団教育の望ましい人数の設定と東谷幼稚園の廃園の基準との乖離をどう考えるのか。

職員の配置については、必要な職員数を確保することはもちろん、より充実するよう取り組んでほしい。

市立就学前教育保育施設が減少するならば、他の市立就学前教育保育施設への通園距離が長くなり、費用が生じる恐れがある。このことへの支援についても考慮すべきではないか。高齢者等も利用できる巡回バスや公共交通機関との業務提携などを含めて検討してほしい。

廃園後の跡地の活用について、子どものための利用なども含めて検討してほしい。

地域と良好な関係を保ちつつ、子育て支援施策の充実を図り、市の魅力向上を進めてほしい。

#### 教育委員会の考え方

市立認定こども園については、地域における就学前教育保育の質の向上などに関する拠点施設となるよう、検討を進めていきたいと考えています。また、新たに開設するこども園の定員についても、今後、適切な人数となるよう、検討を進めていきたいと考えています。

認定こども園に移行することで充実する点について追記します。〈原案 6 ページ、7 ページ〉

東谷幼稚園の廃園を検討する5人については、集団を形成するために最小の人数を考慮したもので、この人数を下回るようならば、廃園を検討することとしています。

職員配置基準の拡充については、市立施設では一部、国基準を上回る配置をしておりますが、さらなる拡充については、現在のところ具体的な実施予定はありません。

市立就学前教育保育施設への通園のための費用の助成や巡回バスについては、松風幼稚園など、過去の廃園の際には、通園のための支援施策を実施しておらず、また、私立就学前教育保育施設に通園されている方も多い現状や従前から市内の全ての地域に、市立就学前教育保育施設が等しく配置されていない状況などを考え合わせると、公平性の観点等からも実施は難しいと考えています。

跡地の利用につきましては、全市的な課題として取り組みを進めていきます。

地域の就学前教育保育施設として、私立施設とも連携を図りながら、地域の子育て支援の充実に取り組んでいきたいと考えています。

また、子ども・子育て支援施策につきましては、令和4年度の（仮称）子ども・若者未来計画策定の過程で、その充実について検討します。原案において追記します。〈原案8ページ〉

#### （４）「市立就学前教育保育施設のあり方について」策定に関するご意見等について ご意見のポイント

計画の策定にあたっては、市が勝手に決めるのではなく、関係者の方々に丁寧に説明をし、意見を聞きながら進めてほしい。

##### 教育委員会の考え方

計画の策定にあたっては、事前に子ども・若者未来会議などからご意見を伺い、素案を策定いたしました。また、素案については新型コロナウイルス感染拡大の局面であったため、大規模な説明会はできませんでしたが、保護者の方々、地域コミュニティ協議会の役員の方などへの説明をさせていただいたほか、市ホームページで公開いたしました。

今後も、丁寧な説明を心がけ、ご理解をいただきながら計画を推進していきます。原案において追記します。〈原案10ページ〉

#### （５）具体的な事業に関するご意見等について ご意見のポイント

- ・久代幼稚園と川西南保育所のこども園化について  
土砂災害警戒区域に指定されていることについて  
建物の老朽化について  
現場職員と協議をしながら進めることについて  
給食施設の拡充や保育室の配置について
- ・多田幼稚園と多田保育所のこども園化について  
こども園の場所について  
多田幼稚園が5人未満となった場合の取り扱いについて
- ・東谷幼稚園廃園を検討する5人という基準について
- ・清和台幼稚園の廃園について  
令和4年度の職員の配置について  
転園が必要となる児童や入園を検討していた児童への支援について

##### 教育委員会の考え方

・久代幼稚園と川西南保育所のこども園化について

川西南保育所の建物の一部が土砂災害警戒区域内で、久代幼稚園の園舎は同区域ではありません。このことも考慮し、具体的な利用計画について今後、検討を進めていきたいと考えています。

建物が老朽化していることは承知しておりますので、老朽化対策についても検討を進めていきたいと考えています。

これまでのこども園整備の経験を踏まえ、現場職員と協議をしながら事業を推進していきます。原案において追記します。〈原案10ページ〉

給食施設の拡充や保育室の配置については、具体化を検討する過程で必要性や妥当性を見極め、対策を講じていきたいと考えています。

・多田幼稚園と多田保育所のこども園化について

施設の場所については、今後、検討を進めていきたいと考えています。

こども園開設までに多田幼稚園等の児童が5人未満となった場合の対応については、休園なども含め、検討します。原案において追記します。〈原案7ページ〉

・東谷幼稚園廃園を検討する5人という基準について

東谷幼稚園の廃園を検討する5人については、集団を形成するために最小の人数を考慮したもので、この人数を下回るようならば、廃園を検討することとしています。

・清和台幼稚園の廃園について

職員の配置については、ご意見も参考にさせていただきながら、必要な職員を配置するよう努めていきます。

転園先等に関する支援については、ご希望をお伺いしたうえで、あっせん調整などに努めていきます。

(6) 其他のご意見等について

ご意見のポイント

素案の「4. 市立就学前教育保育施設のあり方を考える視点」の中で、「 する必要があります。」という記述が散見されるが、必要性を認識しているのであれば、「 しします。」と言い切ったほうがよいのではないかと。

教育委員会の考え方

ここでは、それまでの記述を受けて、基本方針や事業計画を考えるにあたって、考慮すべき視点を整理しておりますので、「 する必要があります。」という記載をさせていただいておりますが、わかりにくい点もあったと思われまますので、ご意見を踏まえまして、原案において修正します。〈原案6ページ〉

その他、素案の末尾に掲げておりました「市立就学前教育保育施設のあり方について」策定のプロセスを削除し、原案においては、「市立就学前教育保育施設のあり方について

(原案) 推進のプロセスといたしまして、原案策定後の推進のプロセスを記載しております。また、原案においては、文言や数値等の整理や時点修正を加えております。